

機関番号：24402

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20330165

研究課題名（和文） グローバライザーによる新自由主義高等教育改革の動態に関する  
比較制度的・法制的研究研究課題名（英文） Comparative institutional and legislative research about dynamic  
state of Neo-liberal higher educational reforms by globalisers

研究代表者

細井 克彦 (HOSOI KATSUHIKO)

大阪市立大学・大学院文学研究科・客員研究員

研究者番号：00117970

研究成果の概要（和文）：本研究では、(1)新自由主義が市場原理を基本とするだけでなく、それに対する国家の役割が顕著であること、(2)グローバライザーによる新自由主義高等教育改革の特徴だけでなく、その政策への各国の対応・応答、および(3)新自由主義高等教育改革の世界的全体像とともに、日本における現状の固有性、を解明したことが成果である。同時に、(4)本研究では「学問の自由」や「教育を受ける権利」という普遍的な原理とグローバライザーが依拠する新自由主義との組み合わせられ方のパターンを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research (1) ascertained that neo-liberalism was not only based on market fundamentals but also there is a huge interposition markets by the state. (2) It proclaimed not only characteristics of globalisers' (international organization) neo-liberal policy but also correspondence and response to that policy of each country. (3) Furthermore, it clarified the global big picture of neo-liberal higher educational reforms, and accounted for Japanese identity. (4) It also show the pattern between universal elements such as "academic freedom" and "right to education" combined with neo-liberalism which is the basis of globalisers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	6,200,000	1,860,000	8,060,000
2009年度	5,300,000	1,590,000	6,890,000
2010年度	3,100,000	930,000	4,030,000
年度			
年度			
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：グローバライザー、新自由主義高等教育改革、大学ガバナンス、大学評価、大学財政、国立大学法人、学問の自由、大学の自主性・自律性

## 1. 研究開始当初の背景

(1)申請代表者らは、2005年度～2007年度基盤研究（B）「大学法制的の構造的変容の比較法的、法制史的、立法過程的および解釈論的研究—政府・大学間の契約関係と『学問の自由』との“組合せ問題”への日本的応答の普遍性と特殊性の日本的応答の普遍性と特

殊性の究明—」において、日本におけるこの10年の高等教育改革に含まれている「組合せ問題」への応答の固有性を、法制論の次元に絞りながら、各国比較（日本、インドネシア、ベトナム、中国、韓国、ニュージーランド、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ）という手法を用いながら明らかにしようと

してきた。

(2)その研究のプロセスにおいて、“グローバルライザー”と呼称される後述の国際機構が開発した経済発展のための処方箋の一つである新自由主義高等教育政策を、貸付条件または加盟条件という形で直接的に、または、政策評価を通じて間接的に受容しているという共通性と、各国の置かれている条件、特に「学問の自由」および「教育を受ける権利」に対する帰依の強弱に基づく応答の違いを見いだすに至った。

(3)日本の高等教育法制・制度を、日本にある固有の諸勢力の力学的合成の帰結とみなし、各国比較という手法を用いてその固有性を強調することは必要であっても十分ではなく、グローバルライザーによる新自由主義高等教育改革の各国による受容とそれへの応答という世界共通の現象との共通性を視野に入れなければ必要十分な研究にならないとの結論に至った。そこで、今回の研究課題を設定することになった。

## 2. 研究の目的

本研究は、世界銀行 (WB)、国際通貨基金 (IMF) 世界貿易機関 (WTO)、経済開発協力機構 (OECD)、などの国際経済秩序ないしは国際貿易管理を担当する国際機構—いわゆるグローバルライザー—によって 1980 年代から展開している新自由主義高等教育改革プランと、それへの日本を含む各国政府および各国における大学と学生の受容と応答の共通性および固有性を、「学問の自由」および「教育を受ける権利」という人権保障の観点から、比較制度論および比較法制論の次元において分析し、それにより、1980 年代から世界的に進行している高等教育改革の世界的全体像と日本の高等教育制度改革・法制の固有の意義を明らかにすることを目的にした。

## 3. 研究の方法

本研究は、(1)新自由主義において国家の役割に関する規範論を提供している公共選択論および新制度派経済学の教育政策の応用に関する研究 (=理論研究)、(2)グローバルライザーの新自由主義高等教育政策に関する研究 (=グローバルライザー研究)、(3)国際貿易体制・管理に関する法と国内法の交錯に関する研究 (=法交錯研究)、(4)各国の受容と応答に関する研究 (=各国比較研究) について、高等教育制度・法制を分析する 5 つの要素、A. 大学の設置形態、B. 大学管理運営組織、C. 大学評価システム、D. 大学財政、

E. 大学教員の地位ごとに特徴を明らかにする方法をとった。

(1)理論研究：新自由主義がその理論的基礎を、国家のダウンサイジングを内容とする公共選択論から国家統制を内在化させている新制度経済学へと乗りかえていくプロセスに着目し、なぜこのような乗りかえが起きたのかを明らかにした。

(2)グローバルライザー研究：WB、IMF、OECD、WTOそれぞれについて高等教育に関わる施策を抽出して分析した。3年間と制約されているので特にWB、OECDを中心に、後者とユネスコとの関係を含めて検討した。

(3)法交錯研究：グローバルライザーの設定する国際経済法が国内制度改革に相当の影響を与えていることは既に明らかにされているので、その高等教育法制におけるグローバルライザーの政策が国内法改正と政策にどのような影響を与えたかを若干明らかにした。

(4)各国比較研究：グローバルライザーの影響による高等教育の新自由主義改革は、全世界に及んでいるが、すべてを扱うことはできないので、次の地域に限定した。日本、中国、韓国、ベトナム、インドネシア (以上、アジア地域)、イギリス、ドイツ、フランス (ヨーロッパ地域)、ニュージーランド、アメリカ (北米・環太平洋地域) に焦点を当てた。

## 4. 研究成果

本研究の成果は以下の 4 点にまとめられる。

(1)新自由主義は「選択と自己責任」を軸にした市場競争原理を基本とするだけでなく、新自由主義的政策・改革を推進するために国家が顕著な役割を果たしていることを立証したことである。この点は特に日本における高等教育改革の歴史的分析によって明らかにされてきた。

(2)グローバルライザーによる新自由主義的高等教育政策の特徴を明らかにしただけでなく、その政策に対する各国での対応・応答を明らかにし、併せてその問題点を明らかにしたことである。この点では、特に本科研費により刊行した 2009 年度〈中間報告書〉および 2010 年度〈報告書〉において見ることができる。WB、OECD およびユネスコなどの検討および各国比較により、明らかにされている。

(3)新自由主義高等教育改革の世界的全体

像（日本、アジア、ヨーロッパ等が中心だが）を解明し、その中に日本を位置づけてその現状の固有性を明らかにしたことである。この成果については、大学評価学会発行のシリーズ「大学評価を考える」第3巻：『大学改革・評価の国際的動向』晃洋書房、2011年4月刊で見ることができる。各国の高等教育改革のなかで大学評価制度がどのような位置と役割を担わされているかを明らかにし、新自由主義高等教育改革のパーツとしての大学評価の問題を解明している。

以上の3つの成果は本研究のオリジナルなものといえよう。

(4)これらを通じて第四に本研究では「学問の自由」および「教育を受ける権利」という普遍的な原理とグローバリゼーションが依拠する新自由主義との組み合わせ方のパターンを明らかにしたことである。そこでは、ヨーロッパ系に比べてアジアにおける学問の自由と自治や「教育を受ける権利」に対する考え方、言い換えれば人権保障に対する考え方、いわば「アジア的特色」ともいえるべき違いがあることが明らかになったことである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計11件)

- ①堀 雅晴、民主的ガバナンス・ネットワーク論：Eva Sorensen & Jacob Torfing のマルチ理論アプローチの場合、立命館法学、査読有、5/6号、2011、総計93頁
- ②山崎準二、教員養成課程の「質保証」の現状と課題、教員の実践的指導力を担保する教員免許制度の法的枠組みに関する研究、免許法研究会、査読無、2号、2011、35-42
- ③望月太郎、教育成果に関する評価指標の大学評価での扱いに関する考察、大阪大学大学教育実践センター、査読有、6号、2010、9-25
- ④石井拓児、地域教育経営における教育課程の位置と構造、日本教育経営学会紀要、査読有、52号、2010、65-79
- ⑤植田健男、高大連携の現状と課題、IDE現代の高等教育、査読無、524、2010、10-14
- ⑥山口和孝、国立大学法人ガバナンスの構造と本質、季論21、査読有、7号、2010、120-132
- ⑦細井克彦、新自由主義高等教育改革の現段階とその打開策、日本の科学者、査読有、Vol. 44No. 10、2009、4-10
- ⑧望月太郎、The Dialectic between the Private and Public: the Philosophy of Descartes' on the Method、Prajna Vihara-journal of Philosophy and Religion、

査読有、2009、31-43

⑨石井拓児、現代グローバリゼーションと大学の管理運営改革—大学ガバナンス概念の検討を中心に—、高等教育研究会：大学創造、査読無、23号、2009、24-35

⑩細井克彦、現代の大学改革をどう見るか—国際比較の視点から—、高等教育研究会：大学創造、査読無、22号、2009、46-57

⑪川口洋蒼、教育特区における株式会社による学校設置と設置者の公共性—大学設置に焦点を当てて—、季刊教育法、査読無、157号、2008年、106-113

〔学会発表〕(計7件)

①光本 滋、公立大学法人評価の全国的状況、大学評価学会第8回大会、2011年3月13日、京都橘大学

②細井克彦、大学政策の構造的変容と大学評価、大学評価学会第8回大会、2011年3月12日、京都橘大学、

③石井拓児、新自由主義改革と大学ガバナンス、大学評価学会第8回大会、2011年3月12日、京都橘大学

④細井克彦、国立大学法人制度の矛盾と弊害、2010年11月20日、KKRホテル仙台

⑤光本 滋、検証された国立大学法人評価制度の問題、大学評価学会第7回大会、2010年3月14日、東京国際大学（早稲田キャンパス）

⑥細井克彦、日本における高等教育政策の現段階と大学評価、日本科学者会議第17回総合学術研究集会、2008年11月24日、名古屋大学

⑦川口洋蒼、株式会社による大学設置と大学設置基準、日本教育法学会第38回大会、2008年5月31日、広島修道大学

〔図書〕(計6件)

①細井克彦編集代表、他、晃洋書房、大学評価学会：大学改革・評価の国際的動向、2011、172

②細井克彦編著、他、科研2010年度<報告書>、2011、117

③細井克彦、光本滋、大学教育出版、東海高等教育研究所編：大学を変える—教育・研究の原点に立ちかえって—、2010、399

④細井克彦編著、他、科研2009年度<中間報告書>、2010、198

⑤佐貫 浩・世取山洋介編著、他、大月書店、新自由主義教育改革—その理論・実態と対抗軸—、2008、323

⑥姉崎洋一著、北海道大学出版会、高等継続教育の現代的展開—日本とイギリス—、2008、267

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

細井 克彦 (HOSOI KATSUHIKO)  
大阪市立大学・大学院文学研究科・客員研究員  
研究者番号：00117970

### (2) 研究分担者

姉崎 洋一 (ANEZAKI YOICHI)  
北海道大学・大学院教育学研究院・教授  
研究者番号：80128636  
光本 滋 (MITSUMOTO SIGERU)  
北海道大学・大学院教育学研究院・助教  
研究者番号：10333585  
蔵原 清人 (KURAHARA KIYOHITO)  
工学院大学・工学部・教授  
研究者番号：50178092  
成嶋 隆 (NARUSHIMA TAKASHI)  
新潟大学・法学部・教授  
研究者番号：90115056  
世取山 洋介 (YOTORIYAMA YOUSUKE)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授  
研究者番号：90262419  
山口 和孝 (YAMAGUCHI KAZUTAKA)  
埼玉大学・教育学部・教授  
研究者番号：90182427  
梅澤 収 (UMEZAWA OSAMU)  
静岡大学・教育学部・教授  
研究者番号：90223601  
山崎 準二 (YAMAZAKI JUNJI)  
東洋大学・文学部・教授  
研究者番号：50144051  
植田 健男 (UEDA TAKEO)  
名古屋大学・大学院教育発達科学研究科・教授  
研究者番号：10168627  
石井 拓児 (ISHII TAKUJI)  
名古屋大学・大学院教育発達科学研究科・助教  
研究者番号：60345874  
堀 雅晴 (HORI MASAHARU)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：00229212  
望月 太郎 (MOCHIZUJI TARO)  
大阪大学・大学教育実践センター・教授  
研究者番号：50239571  
大串 隆吉 (OOGUSHI RYUKITI)  
首都大学東京・東京都立大学・名誉教授  
研究者番号：70086932  
(H21→H22 連携研究者)  
近藤 正春 (KONDO MASAHARU)  
桜花学園大学・保育学部・教授  
研究者番号：70123388

### (H21→H22 連携研究者)

### (3) 連携研究者

川口 洋誉 (KAWAGUCHI HIROTAKA)  
愛知工業大学・基礎教育センター・講師  
研究者番号：6054798